

早朝見守り事業 Q&A

よくある質問と回答

目次

1. 事業概要について.....	1
2. 対象児童・利用条件について	3
3. 見守り体制について.....	4
4. 利用時のルールについて.....	5
5. 保護者の付き添いについて.....	6
6. 怪我・事故対応について	7
7. 情報共有・連絡方法について	8

1. 事業概要について

Q.利用する曜日を限定することはできますか？

A. ご家庭の予定に合わせて、自由に曜日を選んでご利用いただけます。

Q. 見守り時間中は児童はどのように過ごしますか(室内での実施の場合)？

A. 見守り時間中は、事前に学校図書館で借りた本を持参しての読書、自習、他の児童と会話を楽しむなどをして過ごします。児童に対する個別の対応や、学習指導等を行っておりません。また、通常、学校への持ち込みが禁止されているものは、朝の居場所へも持ち込まないでください。

Q. ルールを守れない場合はどうなりますか？

A. ルールが守られていない場合は見守り員から声かけを行います。利用児童が見守り員の注意に従わない、ルールが守れない、迷惑行為などがあった場合はご利用をお断りする場合があります。

Q. 利用にあたって費用はかかりますか？

A. 本事業は教育委員会が主体となって実施しており、原則、保護者の方の費用負担はありません。ただ、児童が故意に学校施設を破損等させて場合は、修理費を保護者をお願いする場合があります。

Q. 感染症、自然災害などで学校が休校または授業開始時間が遅れた場合はどうなりますか？

A. 感染症等で学級・学年閉鎖の対象となった児童は、利用できません。また、休校、登校時間の変更がある日は実施しません。

Q. 見守り時間の終了後に児童が教室に入るまでの流れはどうなっていますか？

A. 児童は見守り員の指示に従って各自の教室へ移動します。

Q. 個人用のロッカーはありますか？

A. ありません。自分のものは自分で管理できるよう、各ご家庭でお話いただくとともに、万が一の紛失に備え、お手持ち品への記名をお願いします。

Q. 入室後に忘れ物等により自宅へ帰ることはできますか？

A. 入室後は忘れ物等があっても帰宅はできません。学校始業後に児童から担任の先生にお伝え下さい。

Q. 学童クラブとは何が違いますか？

A. 学童クラブは放課後に児童を預かる生活の場で、主に小学校1から3年生が対象です。

早朝見守り事業は登校前の短時間の見守りを行う点が異なります。また、怪我や事故を防ぐため、児童の過ごし方にもルールがあります。両方を併用して利用することも可能です。

Q.なぜ学校によってやり方が一部異なるのですか？

A.全校児童数や施設のスペースなど、学校によって状況が異なります。そのため、事業者や学校等と相談しながら実施しています。

2. 対象児童・利用条件について

Q. 兄弟姉妹で一緒に利用できますか？

A. 対象学年の児童のみの利用となります。

ただし、一緒に登校する必要がある場合など特別な事情がある場合は、兄・姉も利用可能です。

Q. 利用するにあたり、保護者の就労要件はありますか？

A. 就労要件はありません。

Q. 特別支援学級・校内通級教室の利用者も利用できますか？

A. 利用可能です。一方で、見守り員は、必要に応じて児童への声かけなどは行いますが、専門的な知識・技能を有していないため、個別対応はできない状況です。このような体制を踏まえ、ご利用くださいますようお願いいたします。

3. 見守り体制について

Q. 他の自治体はどのように事業を実施していますか？

A. 短時間かつ早朝勤務に対応できる人材を安定的に確保しやすいという理由から、全国的にも中野区と同じく「シルバー人材センター」や「学校用務員」が見守りしているケースが多いです。

Q. 用務員が見守り対応を行うことで、安全面に問題はないですか？

A. 見守り員は、児童対応に関する基本的な研修を受けた上で配置されます。安全管理や緊急時対応などについても事前に確認しています。

Q. 学童クラブの委託事業者のような専門的な見守り員の配置をしないのですか？

A. 朝の短時間勤務に対応できる専門的な人材を全学校で安定的に確保するのは、現状、難しい状況です。

Q. 持ち物の紛失があった場合、見守り員は対応してくれますか？

A. 見守り員が状況を確認し、できる範囲で探しますが、持ち物は各ご家庭で管理をお願いします。

4. 利用時のルールについて

Q. 体調不良の場合はどうすればよいですか？

A. 養護教諭を含めた教職員の出勤前のため、保健室の利用ができないことから、少しでも体調が悪い場合は利用を控えてください。

Q. 遊具(ボールなど)は使用できますか(室内での実施の場合)？

A. 怪我・事故防止のため、走ることや、遊具を使用した遊びはできません。

Q. 利用する児童の持ち物に制限はありますか？

A. 学校で持ち込み禁止のものは同様に禁止です。

Q. 朝食の持参はできますか、また提供はしてもらえないですか？

A. 教職員が出勤していない時間帯のため、安全面や食物アレルギー防止の観点から、朝食の持参や提供はできません。ご理解とご協力をお願いいたします。

Q. 保護者は立ち入れますか？

A. 校内への立ち入りはご遠慮いただき、校門でお見送りください。

5. 保護者の付き添いについて

Q. 保護者の校門までの付添いは必須ですか？

A. 児童の安全確保等のため、保護者の付き添いをお願いします。

Q. 祖父母など保護者以外の家族が付添いできますか？

A. 保護者以外のご家族による付添いも可能です。

Q. もっと早い時間から通学路の見守りをしてもらうことはできないのですか？

A. 申し訳ございませんが、現状、人員確保等の面から、通学路の見守り時間及び早朝見守り事業の開始時間を早めることはできません。

6. 怪我・事故対応について

Q. 見守り時間中に怪我・急病が発生した場合はどうしますか？

A. 見守り時間中に怪我・急病が発生した場合は、見守り員による止血・冷却など簡易的な処置を行います(治療に関する専門性のある職員を配置していないため、対応は応急処置のみとなります)。児童がケガをした場合は状況によりお迎え、または医療機関への受診をお願いする場合があります。

Q. 不審者や火災・地震が発生した場合はどうしますか？

A. 児童を安全な場所へ避難させ、警察・消防などに連絡します。

Q. 災害時、避難完了後はどう連絡されますか？

A. すべての児童が安全に避難できたことをすぐーる等でお知らせします。

7. 情報共有・連絡方法について

Q. 見守り時間中に児童に連絡したい場合、どうすればよいですか？

A. 学校の代表電話は、教職員の出勤前は繋がらないため、どうしても急ぎ用事がある場合は、校門にいる見守り員に直接お声掛けください。始業後は、通常通り学校へご連絡いただけます。

Q. 年度途中で見守り事業の運用方法が変更される場合はどのように情報共有されますか？

A. 保護者や学校等からのご意見を踏まえ、必要に応じて運用方法を見直す場合があります。その際は、すぐーる等でお知らせします。

Q. 見守り員が児童に注意した内容を保護者に伝えてくれますか？

A. 重大な事案は保護者へ連絡いたします。

Q. 見守り活動の様子を記録・報告する仕組みはありますか？

A. 活動中の記録は、見守り員が必要に応じて記録を残し、教育委員会へ報告します。保護者への個別報告は原則ありませんが、重大な事案があった場合は連絡いたします。